

長 期
群 地 第 2 2 3 号
平成 2 0 年 5 月 2 日
[生環・少・組一・交規]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

モーターボート競走法の一部を改正する法律等の施行について（通達）

モーターボート競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第16号）が平成19年3月31日に公布され、改正法第1条による改正が同年4月1日、改正法第2条による改正が同年10月1日から施行されるとともに、第3条による改正については平成20年4月1日から施行されることとされた。また、これに伴い、モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成19年政令第118号。）及びモーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令（平成19年国土交通省令第36号。）が、平成19年3月31日に公布され、一部の規定を除き、同年4月1日から施行された。

これらの改正の要点等は、下記のとおりであるから、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 改正法の概要

今回の改正法においては、競走の実施に関する事務の委託に係る規制の緩和、その他ノミ行為取締りに資するために施行者の職員が勝舟投票類似の行為ができることとする等の規定の整備が行われた。

2 改正後のモーターボート競走法の要点（競走の実施に係る規制緩和）

(1) 競走の実施に関する事務委託の規制緩和

施行者は、国土交通省令で定めるところにより、競走の実施に関する事務の一部を他の地方公共団体、競走実施機関又は私人に委託することができることとされた。（法第32条関係）

(2) 場外発売所の設置許可

舟券の発売等の用に供する施設を競走場外に設置しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととされ、許可を受けて設置された施設を移転しようとする時も同様とすることとされた。（法第5条関係）

(3) 入場料徴収義務規定の見直し

施行者、競走場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通大臣の承認を受けた場合には、入場料の徴収を要しないこととされた。

（法第9条関係）

(4) 勝舟投票券の購入等の制限の見直し

これまで、学生生徒又は未成年者は勝舟投票券を購入し、又は譲り受けてはならないこととされていたが、今回の改正により、勝舟投票券の購入等の制限の対象から成年である学生生徒が除外された。(法第12条関係)

(5) 勝舟投票類似行為の特例

施行者の職員は、国土交通大臣の許可を受けて、勝舟投票類似の行為をすることができるとともに、国土交通大臣は法第27条第2号の規定に違反する行為に関する情報を収集するために必要があるときでなければ、当該許可をしてはならないこととされた。(法第13条関係)

3 事務処理上の留意点

(1) 委託に際しての協議

改正法により、競走の実施に関する事務の一部を私人に委託することができることとされたことを受け、国土交通省においては、施行者に対し、競走の実施に関する事務を私人に委託しようとするときは、当該委託事務の性質に応じ、当該委託者の区域又は当該委託の相手方に当該委託に係る事務を行わせようとする場所を管轄する都道府県警察とあらかじめ十分な時間的余裕をもって協議を行うよう、通達をもって指導することとしている。

そこで、当該指導に基づく協議を受けた時は、委託しようとする事務の性質、委託を受けようとする者の体制、地域の実情等を勘案しつつ、当該事務の委託により、公営競技関係施設内及び周辺地域の治安維持に支障が生じるおそれがないか、周辺道路における交通に支障が生じるおそれがないか等十分に検討し、既に施行者と締結している協議書又は自主警備計画を変更する必要があると判断したときはこれを施行者に申し入れるなど、適切に対処するとともに、生活安全部地域課（以下「地域課」という。）は、速やかに警察庁生活環境課（以下「生活環境課」という。）に報告するものとする。

(2) 委託の相手方に関する意見照会

施行者は、競走の実施に関する事務を私人に委託するときは、暴力団員等を委託の相手方としないように委託の相手方に関する基準を定めなければならないとされたところであるが、当該基準に基づく施行者からの意見照会に対する対応に際しては、公営競技担当課である地域課において受理し、暴力団対策主管課である刑事部組織犯罪対策第一課と連携を図り、誤りのない対応を行うこととする。

(3) 設置に際しての協議

場外発売所を設置しようとするすべての者を認知した場合は、地域課及び管轄警察署において十分な連携を図り、当該設置しようとする者から連絡を受けた際は、国土交通大臣の許可申請の際に、指導内容等が十分に反映されるよう留意して適切に対応し、協議の連絡を受けた場合は、速やかに生活環境課に報告するものとする。

(4) 入場料の徴収義務規定の見直し

改正後のモーターボート競走法の規定に基づき競走場への入場者から入場料を徴収しないこととする措置が取られた場合には、当該競走場における入場者数の増加が予想されるところであるが、これを受けて、国土交通省内においては、施

行者に対し、入場料を徴収しないこととした場合には、施行者において競走場内の秩序維持を図るとともに、警察機関との密接な連携を図るよう通達をもって指導することとされている。

については、当該競走場の設置場所を管轄する都道府県警察は、入場料を徴収しないこととした旨の通知を施行者から受けた場合には、施行者と緊密な連携を図りつつ、競走場内の秩序維持、安全の確保に影響が生じないよう適切に対処すること。

(5) 未成年者が、勝舟投票券を購入し、又は譲り受けることが確実に防止されるために、施行者は、勝舟投票券の発売における購入者の年齢確認、発売場所における広報啓発に関し、職員の指導教育等の各種方策が講じられなければならないことに留意すること。

(6) 施行者の職員が、勝舟投票類似行為を行うときには、事前に関係都道府県警察へ、連絡調整を行うこととされた。

施行者は、勝舟投票類似行為の特例の許可の申請前及び許可を受けた後に、また、当該特例の許可を受けて勝舟投票類似行為を実施した後に、その結果を都道府県警察に連絡することとされているので留意すること。

当該連絡を受けた地域課は、事故防止、情報管理等の観点から必要な助言及び指導を行うこととする。いずれの場合においても、速やかに生活環境課に報告するものとする。

4 資料

(1) モーターボート競走法の一部を改正する法律新旧対照条文

(2) モーターボート競走法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令新旧対照条文

(3) モーターボート競走法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文